

平成30年10月 和水町農業委員会 総会 会議録

- 1 開催日時 平成30年10月11日（木） 午後1時30分から午後2時29分
- 2 開催場所 和水町三加和公民館 2階 研修室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。（10名）

会 長	1 番	荒木 政士			
会長代理者	2 番	甲斐 正晴			
委 員	3 番	平山 正光	4 番	本山 圭司	5 番 有働 憲一
	6 番	石原 由紀	7 番	内田 耕臣	8 番 金栗 孝義
	9 番	池田 好博	11 番	上妻美津子	
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。（1名）

10 番 亀崎世志矢
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（14名）

菊水中央区域	石原 武則			
菊水南区域	上田 憲一	前淵慎一郎		
菊水東区域	川原 京一	庄山 慶司		
菊水西区域	坂本 正則	福永 泰信		
緑区域	上妻 芳樹	牛島 繁		
神尾区域	渡辺 秀敏	古閑原秀春	中畑 昇	
春富区域	三串 直人	渡辺 陽三		
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（3名）

菊水中央区域 猪口琢真 緑区域 竹下周三 春富区域 柿原学
- 7 日 程
 - 1 開 会
 - 2 会議成立宣言
 - 3 会長挨拶
 - 4 議事録署名委員の指名
 - 5 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について
 - 6 報 告
 - 7 そ の 他
 - 8 閉 会

8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(3名)

事務局長 松尾 修

係 長 渡邊 豊和

参 事 庄山桂太郎

9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(0名)

8. 会議の概要

事務局 松尾

1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元気な挨拶から始めますので、皆様ご起立をお願いします。

「こんにちは。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、平成30年10月 和水町農業委員会総会を、開会します。

——— 資料の確認 ———

総会資料の表紙を、お開きください。

総会次第に沿って、進めさせていただきます。

事務局 松尾

2 会議成立宣言

和水町農業委員会会議規則第6条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」と謳ってあります。

本日は、11名中10名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

荒木会長、挨拶をお願いします。

会長 荒木

みなさん、改めまして「こんにちは。」

——— 会長挨拶 ———

それでは、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

事務局 松尾

荒木会長、どうも有難うございました。

それでは、議事に移らせていただきます。

和水町農業委員会会議規則第4条の規定により、

「会長は会議の議長となり、議事を整理する。」と謳ってありますので、会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長 荒木

4 議事録署名人の指名

それでは、議事の進行をさせていただきます。

まず、「議事録署名委員の指名」を行います。

和水町 農業委員会 会議規則 第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

それでは、本日の議事録署名委員は、
6番 石原委員 と 7番 内田委員 に、お願いします。

5 議事

議長 荒木

それでは、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、
議題とします。この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

農地法第3条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された内容及び現地確認等により、適合するか否か検討することとなっています。

審査基準の項目には、

- ・「全部効率利用要件」・「農作業常時従事要件」
 - ・「下限面積要件」 ・「地域との調和要件」の 4つの基準があります。
- 適合するか否かの検討結果については、最後に説明させていただきます。

——— 事務局が、申請番号 47～51 について説明 ———

申請番号 47・48・50 贈与

申請番号 49 使用貸借

申請番号 51 贈与（空き家に付属した農地）

以上の案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容、及び、現地確認等により、適合するか否か検討した結果を説明します。

一つ目が、「全部効率利用要件」です。

申請書に基づき、農業用機械、労働力、技術等から判断し、取得後において、耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを、効率的に利用して 耕作等の事業を行う者と見込まれます。

次に、「農作業常時従事要件」です。

申請書に記載された耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断して、農作業に必要な常時日数を、従事するものと見込まれます。

次に、「下限面積要件」です。

申請番号47から50まで、農業委員会が定める30aを、上回っています。

申請番号51は、空き家に付属した農地の別段面積の1a以上です。

最後に、「地域との調和要件」です。

取得後においても、耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など、

地域との調和に支障が生じることはないと思われます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

議案第 1 号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

議案第 1 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。

議案第 1 号については、原案のとおり決定しました。

次に、議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」を議題とします。

今回、申請番号 167 から 173 は、緑区域の竹下推進委員が関与される案件で、申請番号 179 から 182 は、亀崎農業委員が関与される案件ですが、本日、2 人とも欠席されていますので、通常どおり審議します。

事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」です。

各申請の「経営面積」・「利用内容・賃借料・期間・区分・備考」については、総会資料のとおりですので、ご覧ください。

「申請番号・土地の所在等・貸人・借人」のみ、読み上げます。

借人・貸人の敬称は、略します。

—— 事務局が、申請番号 164～182 について説明 ——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件」を満たしているものと考えます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、議案第 2 号について説明がありました。

議案第 2 号の申請番号について、何か質問等がありましたら、お願いします。

5 番 有働

申請番号 167 から 173 は、農業法人ですが、賃借料が 10 a 当り
円というのが、和水町の標準的な賃借料として、適当なのかど

うかと思います。

余談になりますが、私の地区ではただでもいいので作ってほしいという所が大分あります。

事務局 松尾

ただ今、ご質問があった通りです。和水町の賃借料情報としまして、平成29年1月から12月までの1年間の平均の賃借料は、施設作物の田畑で、10a当り16,400円、最高額が26,000円、最低額が7,600円です。ただ借りの場合は、当然0円になるわけですが、確かに若干高い金額ではあります。

議長 荒木

補足させていただきます。元々の起こりがですね、地元で耕作放棄地等があるので、この農業法人を呼ぼうと一生懸命に取り組んだわけです。大きな会社ということと、良い農地を耕作するということがあります。

それともう一つが、菊水地区にもこの会社が点々と借りてありますが、逆にそれが荒れたりしているという事情も、私も聞いていますので、竹下委員とも話はしていますので、できるだけ改善はしていかなければならないなと思っている所です。ま、農地を持っていらっしゃる高齢者の人には、良いことではあります。ただ、私たちが、近隣の農地を借ろうというときには、ちょっと高いのでネックになるということもあり、両方の色んなことがあろうとは思いますが。菊水地区でも同じ金額を出してあるのかどうかは、私も把握していませんけれども。

5番 有働

この[]円というのは、ハウスの金額ですか。

6番 石原

はい、そうです。ハウスで水便利が良いとか、条件の良いところです。赤穂原も、平地で、ひねれば水が出るという条件の良いところを借りてあります。

議長 荒木

十町の場合は、会社がボーリングまでして、まとまった農地を借りてあるというのがあります。

5番 有働

申請番号170の[]円は、ハウスじゃないただの田ということですか。

事務局 渡邊

そちらの方はですね、[]円は、ハウスじゃありません。露地になっています。[]円の方は、ハウスです。以上です。

5番 有働

ハウスで[]円なら、高くはないです。水もあるなら。

議長 荒木

普通の田としてですね、畑もそうですが、反当り1俵、良い所は反2俵が平均ですね。

5番 有働

普通の田が、[]円というのが高いなと思ったわけです。ハウ

	スなら、安いと思います。
議長 荒木	十町は、会社が、後でハウスを建てております。今では、ありえないことでしょうが。 十町地区では、良い会社を呼んだと喜んでもらっています。
5 番 有働	はい、分かりました。
議長 荒木	他に、何かないでしょうか。
	—— 「異議なし」 の声 ——
議長 荒木	無いようですので、採決をします。 議案第 2 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
議長 荒木	—— 全員挙手 ——
議長 荒木	ありがとうございました。 議案第 2 号 については、原案のとおり決定しました。 これで、すべての議事は終了しました。 他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。 無いようですので、進行を事務局へお返しします。
事務局 松尾	荒木会長には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。
	6 報告 7 ページを、ご覧ください。 報告第 1 号 「農地法第 18 条（通知）」ということで、農地の賃貸借の解約の通知になります。今回、解約が 1 件です。 8 ページを、ご覧ください。 報告第 2 号 「許可不要転用届」が、1 件です。 また、9 ページに、今回の案件の一覧表を掲載していますので、ご覧ください。
事務局 松尾	7 その他（連絡事項） 事務局から、事務連絡。
事務局 渡邊	和水町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）の説明。

事務局 松尾

8 閉会

ご起立をお願いします。

これをもちまして、平成30年10月 和水町農業委員会総会を、閉会します。お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署 名 委 員 6 番

署 名 委 員 7 番

会議録調製者	松尾 修
本誌 表紙共	6 枚